

2歳児相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

2歳～2歳2か月児を対象に、身体測定、保健・栄養相談を行っています。
毎週月曜日に開催している「移動子どもセンター」の会場で行います。

- ◆場 所：池田町保健センター
- ◆開催日時：保健カレンダーを参照してください。
- ◆持ち物：母子健康手帳、2歳児相談アンケート（アンケートは個別に郵送します。）

育児相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

発達（身体測定も含む）栄養面など、育児に関するご相談を保健師、助産師、管理栄養士がお受けします。

- ◆来所相談：毎週火曜日 8：45～17：30
※予約が必要です。電話もしくはインターネット申請が可能です。
URL:<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=IKSGoz3E>

予約フォーム



- ◆場 所：池田町保健センター
- ◆電話相談：平日 8：45～17：30

訪問相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

乳幼児のお子さんを持つ家庭に希望に応じて職員（保健師・助産師・管理栄養士）が伺います。
希望される方はご連絡ください。

離乳食相談

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

管理栄養士が離乳食の進め方のポイントなどをお伝えしています。

- ◆対象：4か月児のいる家族（該当しなくても気軽にご相談ください）
- ◆場 所：池田町保健センター
- ◆案 内：該当する方に保健推進係からご連絡します。



急病相談

お子さんの体調の変化や事故などは予知することができません。夜間や休日など、相談に悩んだときは、かかりつけの病院または下記に相談してください。

小児救急電話相談

夜間の子どもの病気や事故などのとき、どのように対応したらよいか、医療機関にかかる必要があるかなどについて、電話で看護師や小児科医師から助言・アドバイスを受けることができます。



- ◆電話相談受付時間：毎日 19：00～翌朝8：00
- ◆電話番号：家庭の電話でプッシュ回線・携帯電話・スマートフォンを利用の場合…#8000
※その他のダイヤル回線、PHS を利用の場合…北海道011-232-1599

その他、休日や夜間診療など

夜間やお休みの日に急病になり受診をしたい場合は、かかりつけ病院に相談をする、新聞で当番病院を確認する、下記のセンターに連絡するなど相談してください。

- ◆十勝いけだ地域医療センター 電話：015-572-3181
- ◆救急医療情報案内センター 電話：0120-20-8699
携帯・PHS：011-221-8699
- ◆帯広市急病テレホンセンター 電話：0155-26-1099
- ◆歯科…十勝歯科保健センター 電話：0155-25-2172
※休日（日曜・祭日）診療受付…9：00～13：00
GW、年末年始…9：00～16：00



乳幼児期の予防接種

予防接種は、お子さんの健やかな成長のために大切なものです。なるべく望ましい接種時期に受けられるよう計画的にすすめましょう。具体的な接種スケジュールは、赤ちゃん訪問の際に保健師と一緒に考えます。

乳幼児期の検査

先天性股関節脱臼検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

「先天性股関節脱臼」とは生まれつき股の関節がはずれていたり、はずれやすい状態にあるものをいいます。放っておくと運動障害のために歩行困難となる場合があります。

そこで、脱臼がはっきりしてくる生後3か月頃に検査を受けて早期発見・早期治療をすることが必要です。

- ◆対象：生後3か月頃
- ◆場所：整形外科（町内外どこでも可）

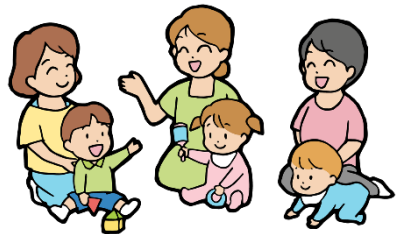
集いの場と各種教室

赤ちゃんルーム「こあら」

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）Tel 572-2100

妊娠中の方、満1歳未満のお子さんと保護者の方を対象とした集いの場を開催しています。毎回、体重測定・育児相談を行っております。パパやご家族、お友だちも誘い合ってお参加ください。里帰りされている（池田町に、祖父母が在住されている方）お子さんも参加できます。

- ◆日時：金曜日（月1～2回）10：00～11：30 ※予約不要です。
※日程は母子保健カレンダーで確認してください。
※「6か月相談」を同時に開催する日があります。
- ◆内容：ミニ講話（応急処置講習など）、タッチケア、離乳食試食（開催日によって内容は異なります。池田町子育て応援ナビをご覧ください。）
- ◆場所：池田町保健センター
- ◆持ち物：母子健康手帳、バスタオルなど
- ◆スタッフ：保健師、管理栄養士、助産師



池田町子どもセンター（移動子どもセンター）

問合せ先：池田町子どもセンター Tel 572-3539

子ども・保護者・妊婦さんの交流の場を提供しています。季節の製作、ミニ講話、水遊び、絵本の読み聞かせなども行っています。また、池田保育園に併設されていますので保育園ホールの利用、園児と同じ給食試食（月1回、5組、有料）なども行っています。そのほか、育児相談・行事の開催・地域・関係機関の情報提供など多方面から子育てサポートを行っています。育児相談は、電話でも対応しています。

- ◆対象：小学校就学前の乳幼児と保護者（必ず、保護者同伴で参加して下さい）、妊婦さん
- ◆日時（場所）：月曜日の午前 「移動子どもセンター」 9：45～11：30（池田町保健センター）
火～金曜日の午前 「子どもセンター」 9：30～11：30（池田町子どもセンター）
火・木・金曜日の午後 「子どもセンター」 13：00～16：00（池田町子どもセンター）
※月・水曜日の午後は相談日のため、「子どもセンター」は開放しません。
※土・日曜日・祝日はお休みです。
※都合により場所の変更もありますので「子どもセンター」に確認ください。
- ◆利用料金：無料
- ◆運営：社会福祉法人池田光寿会

栄養ミニ講座

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

管理栄養士が子どもの食事についてのお話をします。

- ◆内容：栄養のお話
- ◆場所：池田町保健センター
- ◆対象：乳幼児を育児中の方、妊娠中の方



食育教室

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

管理栄養士が町内の保育園、幼稚園に伺い、栄養や健康についてのお話をします。

はみがき教室

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）Tel 572-2100

歯科衛生士・保健師が町内の幼稚園や保育園に伺い、歯磨きの大切さや磨き方などについてお話をします。

乳幼児期の助成

乳幼児の医療費助成（5 ページにも記載あり）や育児支援金などの制度があります。

未熟児養育医療給付

問合せ先：町民課保険係 TEL 572-3114

身体の発育が十分でない状態で生まれた赤ちゃんで、指定医療機関の入院治療が必要な場合に医療費の一部を助成します。

- ◆対象：指定医療機関に入院した1歳未満の乳児
（出生体重が2,000g以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児）

育児支援金

育児支援金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係(保健センター)TEL 572-2100

お父さんが満1歳・満2歳になった時に、「育児支援金」を交付します。次代を担う子どもたちの健やかな発育を応援するとともに、安心して子どもを育てられる環境づくりと池田町の活性化を図ることを目的としています。

- ◆対象者：次の子どもと同居し、養育している方
満1歳になった子ども と **満2歳になった子ども**
 - ◆要件：誕生日に池田町に住所を有し、6か月以上池田町に住んでいる方
 - ◆支援金の額：1人につき 50,000円
 - ◆交付の方法：池田町商工会商品券を交付します。
 - ◆申請期間：誕生日から3か月以内
（6か月間町に居住していない場合は、6か月間住所を有した日から3か月以内）
 - ◆申請の窓口：
 - ・保健子育て課子育て支援係（保健センター）
 - ・高島支所（北部地域コミュニティセンター）
- ・・・お父さんが産まれた時は『出産祝い金』を交付します！4ページ参照・・・

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化

問合せ先：保健子育て課子育て支援係(保健センター)TEL572-2100

令和元年10月から全国的に幼児教育・保育の無償化が始まりました。

- ◆対象要件：①保育園、幼稚園を利用している場合で、以下の要件に該当する子どもの保育料は無料です。
 - ・3歳児～5歳児クラスの子ども
 - ・0歳児～2歳児クラスのうち、町民税非課税世帯の子ども
 - ②幼稚園の預かり保育を利用している場合で、以下の要件に該当する子どもの利用料は無料です。
（月限度額：11,300円）
 - ・「保育の必要性」のある3歳児～5歳児クラスの子ども（所得制限なし）
 - ・「保育の必要性」のある3歳児の町民税非課税世帯の子ども
 - ③保育園の一時預かり保育事業やファミリーサポート事業を利用している場合で、以下の要件に該当する場合の利用料は無料です。（月限度額：合算して37,000円）
 - ・保育園や幼稚園を利用できていない子どもで、「保育の必要性」のある3歳児～5歳児の子ども
 - ・保育園や幼稚園を利用できていない子どもで、「保育の必要性」のある0歳児～2歳児の町民税非課税世帯の子ども
- ◆申請方法：上記の対象②、③に該当する場合で無償化を希望する方は、「保育の必要性」の認定を受けるために申請が必要です。【子育てのための施設等利用給付という制度があります】
子育て支援係へ以下の書類を提出してください。
○子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書：児童1名につき1枚
○就労証明書：父母それぞれ必要です。（児童2名以上の場合は、父母各1枚で結構です）

■常勤・パート・アルバイト	就労証明書…雇用主の証明
■自営業	就労証明書…保護者の署名
■内職（条件有）	就労証明書…発注者の証明
■病気・負傷	病気等申告書、医師の診断書
■障害	病気等申告書、障害者手帳又は障害年金に係る年金証書の写し
■病気の看護	病気等申告書、医師の診断書
■妊娠・出産	母子手帳の写し（妊娠障害等に関しては病気等申告書、医師の診断書）
■求職	ハローワークカードの写し

保育のための副食費の特例助成

保育のための副食費の特例助成

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL572-2100

保育園・幼稚園の3歳児以上の副食費について、国の基準では免除とならない第3子以降の児童に対し、副食費を助成し無償化します。

- ◆対象要件：3～5歳児の池田町の子どものうち、下記の2つの要件にすべてあてはまる児童
 - ・世帯の中学生以下でカウントして3人目以降の子
 - ・国の制度により副食費が無償とならない子
- ◆助成金額：通園する保育園、幼稚園における通常の保育で実際にかかった副食費を全額助成します。
 - ※上限額：1月あたり4,700円
 - ※支払っている給食費に主食費（ご飯やパン、麺類等）が含まれている場合には、かかった給食費のうち8割を副食費として算定します。
- ◆申請方法：申請書を各施設または担当係に提出してください。副食費助成金については保護者に代わって保育園・幼稚園に町が支払います。

保育所等遠距離送迎費助成

池田町保育所等遠距離送迎費助成

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

遠方から保育園または幼稚園に児童を送迎する保護者に対し、通所距離に応じて交通費の助成を行います。

- ◆対象：池田町に在住し、住所地から保育園または幼稚園までの通所距離が片道5.1キロ以上の児童（上記に該当し、送迎バスを利用している場合も助成があります）
- ◆手続き：所属の保育園、幼稚園を通してご案内します。

実費徴収に係る補足給付事業

実費徴収に係る補足給付事業

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL572-2100

幼稚園を利用している非課税世帯・生活保護世帯に対し、日用品・文房具・バス代等の実費負担を助成します。

- ◆対象要件：幼稚園を利用している生活保護世帯、非課税世帯の保護者
- ◆助成金額：次に掲げる費用の一部又は全額（子ども1人当たり月額2,500円以内）
 - ・日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用
 - ・特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- ◆申請方法：補足給付を受ける前に事前申請・認定が必要になります。
詳細については担当係にお問い合わせください。

保育園・幼稚園

池田保育園

入退園の申請・相談：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

保育園について：池田保育園 TEL572-3659

生後6か月から入園受入れをしています。年齢別保育を行い0歳児～5歳児クラスがあります。「病後児保育」「一時保育」は、池田保育園内で行っています。（12ページをご覧ください。）

- ◆定員：120名
- ◆対象：生後6か月～小学校就学前の乳幼児
- ◆保育時間：7：30～18：30
- ◆運営：社会福祉法人池田光寿会
- ◆問合せ先：池田保育園 TEL 572-3659
- ◆入退園の申請について
受付は、子育て支援係で行っています。
- ◆保育料について
0～2歳児の保育料は世帯の市町村民税額により決まります。また、幼児教育・保育の無償化により3歳児以上の子どもの保育料は無償となります。その他給食費等の費用はかかります。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ◆問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

3歳～5歳児が同じクラス(縦割保育)で、行事や保育内容に応じて年齢別保育(横割保育)も行っています。
給食、送迎バス(希望者のみ)を行っています。

- ◆定員：70名
- ◆対象：満3歳～小学校就学前の幼児
- ◆保育時間：9：00～14：00
- ◆運営：学校法人釧路カトリック学園

◆入退園の申請について
受付は、幼稚園で行っています。

◆保育料について
幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となります。

◆その他費用
用品代・給食費・バス代(利用者のみ)などの費用がかかります。
(生活保護世帯、非課税世帯では助成があります)
詳しくは保健子育て課子育て支援係
Tel. 572-2100 までお問い合わせ下さい。

「預かり保育」について(在園児のみ)

◇時間：8：00～9：00
14：00～18：30

◇料金：以下の2通りから選べます。

1日契約 450円
時間契約

[4～9月 30分 100円
10～3月 30分 130円(暖房費込)]

※春・夏・冬の長期休暇中も預かり保育を行っています。
(保育時間：8：30～18：30)

「地域開放事業」について

◇対象：池田町に住んでいる未就学の乳幼児(保護者同伴での参加)

◇料金：無料

◇日時：月1回 10：00～11：30

※日程などの詳細についてはお問い合わせください。

※この他に、「わくわくデー」を月に1回行っています。未就学の乳幼児が対象です。
時間は、10：00～11：00 保護者同伴での参加になります。お部屋の中でお子様を見守りながら
保護者同士の親睦を深めることを「ねらい」にしています。
幼稚園を利用して、お気楽な気持ちで井戸端会議をしましょう。



病後児保育・一時保育

池田保育園では未就学児を対象に「病後児保育」「一時保育」を行っています。

病後児保育

申込み・問合せ先：池田保育園 Tel. 572-3659

病気やけがなどが急性期を過ぎて回復期にあるお子さんを、専用の保育室で看護師・保育士がお預かりします。

- ◆対象：池田町に住んでいる6か月～未就学児
- ◆定員：1日3名
- ◆利用できる日：保育園開園日…月曜日～土曜日(祝日・保育園休園日など除く)
- ◆料金：無料
- ◆注意事項：事前の予約と医療機関の診断書が必要です

一時保育

申込み・問合せ先：池田保育園 Tel. 572-3659

生後6か月から就学前のお子さんが利用できます。

- ◆対象：6か月～未就学児
- ◆保育時間：9：00～17：00、月～金曜の週3日間まで
(祝日・保育園休園日など除く)
- ◆料金：4時間まで1,500円(給食代含む)
1時間増す毎に250円



ファミリーサポートセンター事業

池田町ファミリーサポートセンター事業

問合せ先：保健子育て課子育て支援係 TEL 572-2100

ファミリー・サポート・センターとは、子育てを地域でお手伝いする会員組織です。子育てのサポートをしてほしい人（おねがい会員）とサポートをしたい人（まかせて会員）が会員登録をして、サポートが必要な時にセンターが仲介役となり、会員を紹介しします。

- ◆対象：池田町内に住所があり、生後6か月から小学6年生までのお子さんの保護者（その他、対象年齢外でも町が認めた場合は利用できることがあります。）
- ◆利用料金：○月～金曜日 午前7時～午後9時 30分 250円
○土・日曜日・祝日 午前7時～午後9時 30分 300円
○食事・ミルク・おやつ代 実費
○ガソリン代 1日の送迎で10km 100円
- ◆内容：○自宅などでの子どもの預かり
○保育施設や習い事などへの送迎
- ◆流れ：①会員登録⇒②利用申込み（おねがい会員⇒センター）⇒③援助依頼
⇒④まかせて会員紹介、事前打ち合わせ⇒⑤援助活動の実施、⑥報酬等の支払い

発達やことばに関する相談

池田町発達支援センター（保健センター内）

問合せ先：発達支援センターTEL 572-5495（直通）

心やからだ、ことばの発達に心配のあるお子さんやそのご家族の相談を受け必要な支援を行っています。電話、来所、関係機関訪問などを介して相談や支援にんでいます。

- ◆こんな心配はありませんか？
 - ・心やからだの発達が気になる子
 - ・落ち着きのなさや行動面が気になる子
 - ・ことばの発達や話し方が気になる子
 - ・対話やコミュニケーションがうまくとれない子
 - ・聞こえ方が気になる子
 - ・からだの動きがぎこちない
 - ・なんとなく他のきょうだいや周りの子とちがう
- ◆対象：池田町内に住む幼児～高校生
- ◆場所：池田町保健センター内
- ◆相談支援：実際にお子さんに関わったり、保護者の方からお子さんについて心配している事や普段の生活の様子を聞きし、関わり方について、より良い方法を一緒に考えていきます
- ◆個別支援：定期的に親子で通って頂き、お子さんの状況に応じた関わりをしています。
- ◆相談申し込み：月～金曜日 8時45分から17時30分の間で受け付けています。

子育て短期支援事業

子育て短期支援事業

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL572-2100

保護者の都合により、家庭で子どもの養育が一時的に困難となった場合に下記の児童養護施設で短期間お預かりします。

- ◆実施施設：児童養護施設 十勝学園（帯広市東9条21丁目1番地9）*ご利用に当たり送迎は行っていません
- ◆利用対象：町内に住所を有する1歳以上の児童で、保護者が次の事由に該当する場合に利用できます。
 - ①疾病
 - ②育児疲れ、育児不安等の身体上または精神上の事由
 - ③出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
 - ④冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的事由
 - ⑤その他町長が必要と認めた事由

- ◆利用期間：1回につき原則7日以内
- ◆利用料金：1人1日当たり

世帯区分	1歳の児童	2歳以上の児童
生活保護世帯	0円	0円
町民税非課税世帯	1,000円	500円
ひとり親等世帯	2,100円	1,100円
その他の世帯	4,300円	2,300円

*引き続く24時間を1日と算定し、24時間未満の端数は1日となります。

*「ひとり親等世帯」とは母子・父子世帯や障がい者のいる世帯を言います。

*利用時は事前に申請が必要になります。詳細につきましては、担当係にお問い合わせください。

子ども子育ての相談ができる町内の機関

子どもたちや保護者を支援する場、相談ができる係や施設があります。
相談先が分からない時は、子育て支援係（保健センター）まで連絡をください。



施設名・連絡先		相談受付内容など
池田町保健センター TEL：572-2100 住所：西3条5丁目	池田町子ども家庭総合支援拠点 ・ 池田町子育て世代包括支援センター （保健センター内）	子育て支援係 児童福祉、母子・父子福祉、児童虐待、子育て・育児などの相談や支援、池田保育園や学童保育所の入退所手続き
	池田町発達支援センター （保健センター内） TEL：572-5495 （直通）	発達支援係 子どもの発達、ことばに関する相談や支援など
		福祉係 社会福祉事業、障がい者福祉、生活保護、災害援護など
池田町教育委員会 TEL：572-5222 住所：西1条7丁目	学校教育係 転入・転校の手続き、いじめ、友だち関係、不登校、児童虐待、就学援助制度など児童生徒に関する相談など	
	社会教育係 生涯学習、郷土資料、文化財の保護や管理、生涯スポーツの奨励、各種スポーツ大会の開催、わんぱく体験塾、放課後子ども教室など	
池田町役場（町民課） TEL：572-3114 住所：西1条7丁目	戸籍年金係 出生届、児童手当、児童扶養手当など	
	保険係 重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成など	
	環境住宅係 公営住宅に関する事など ごみに関する事など	
池田町子どもセンター （池田保育園併設） TEL：572-3539 住所：西2条10丁目	子ども・保護者・妊婦さんの交流の場を提供しています。 子育ての悩みなど相談（直接・電話）に応じています。	
池田保育園 TEL：572-3659 住所：西2条10丁目	子育てに関する相談などに応じています。 ※保育時間中は対応できない場合や行事などの関係で、閉園している場合があります。	
池田カトリック幼稚園 TEL：572-3883 住所：西2条8丁目		